

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日起と同日が休日は、そ
の翌日)

鳥取県告示第三百五十六号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第四十九条の規定に基づき、医療機関を次とおり指定したので、生活保護法施行規則（昭和二十五年厚生省令第二十一号）第十二条の規定により告示する。

昭和五十六年四月十日

目 次

◇ 告 示 生活保護法による医療機関の指定

指定医療機関の廃止

豚等の移入の禁止の解除

豚等の移入の禁止の一部改正（二件）

土地改良区の役員の就任

土地改良区の定款の変更の認可

土地改良事業計画の変更の認可（二件）

保安林の指定の解除

土地収用法による土地の立入りの許可

開発行為に関する工事の完了

県営住宅の家賃等の徴収事務の委託

◇ 教委告示

教育委員会の招集

◇ 正誤 昭和五十六年三月鳥取県告示第三百四十三号中訂正

訂正 昭和五十六年四月鳥取県選舉管理委員会告示第十五号中

昭和五十六年四月十日

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
タムラ 医院 岡田 医院 花出張	鳥取市瓦町一六一一番地 八頭郡郡家町大字花二九四	昭和五十六年四月一日 昭和五十六年三月二十七日

鳥取県告示第三百五十七号

生活保護法施行規則（昭和二十五年厚生省令第二十一号）第十四条第一項の規定に基づき、指定医療機関から診療所又は病院を廃止した旨の届出があつたので、同条第二項の規定により、次のとおり告示する。

鳥取県知事
平
林
鴻
三

昭和五十六年四月十日

鳥取県知事 平林鴻

二

名 称	所 在 地	廢 止 年 月 日
八 頭 郡 郡 家 山 大 字 門 毛 三 ○		

四月三日
昭和五十五年三月五日

鳥取県告示第三百六十一号

昭和五十六年一月鳥取県告示第五十四号（豚等の移入の禁止について）の一部を次のように改正する。

昭和五十六年四月十日

鳥取縣知事
平林鴻

—

「、埼玉県加須市、入間市及び狭山市」を削る。

昭和五十五年十月鳥取県告示第九百一十六号（豚等の移入の禁止について）、昭和五十五年十月鳥取県告示第九百三十九号（豚等の移入の禁止について）、昭和五十五年十一月鳥取県告示第千七号（豚等の移入の禁止について）及び昭和五十五年十二月鳥取県告示第千百十六号（豚等の移入の禁止について）は、廃止する。

鳥取県告示第三百五十八号

昭和五十六年四月十日

鳥取県知事
平林鴻三

鳥取県告示第三百五十九号

昭和五十五年十二月鳥取県告示第千百七十号（豚等の移入の禁止について）

昭和五十六年四月十日

鳥取県知事
平
林
鴻

—

鳥取県告示第三百六十一号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定に基づき、次のとおり土地改良区から役員が就任した旨の届出があつたので、同条第十七項の規定により告示する。

3 昭和56年4月10日 金曜日

鳥取県公報

花見東郷土地改良区

就任した役員の氏名及び住所

理事 中村武男 東伯郡東郷町大字小鹿谷八三

昭和五十六年三月六日開催の総代会において補欠選挙の結果当選し、同月十四日就任。任期昭和五十八年十月七日まで

花見東郷土地改良区

昭和五十六年四月十日

鳥取県告示第三百六十二号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第三十条第二項の規定に基づき、久米ヶ原土地改良区の定款の変更を昭和五十六年四月八日認可したので、同条第三項の規定により告示する。

昭和五十六年四月十日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第三百六十三号

東鴨土地改良区から申請のあつた土地改良（東鴨地区ほ場整備）事業計画の変更は、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第四十八条第一項の規定に基づき、昭和五十六年四月八日認可したので、同条第九項の規定により告示する。

昭和五十六年四月十日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第三百六十四号

大栄町土地改良区から申請のあつた土地改良（大栄地区土地改良施設維持管理）事業計画の変更は、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第四十八条第一項の規定に基づき、昭和五十六年四月八日認可したので、同条第九項の規定により告示する。

昭和五十六年四月十日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第三百六十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

昭和五十六年四月十日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 解除に係る保安林の所在場所

鳥取市賀露町字上浜一七〇三の六七九

二 保安林として指定された目的

風害の防備

三 解除の理由

指定理由の消滅

鳥取県告示第三百六十六号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第十一條第一項の規定に基づき、次のとおり土地の立入りの許可をしたので 同条第四項の規定により告示する。

昭和五十六年四月十日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

- 一 開発許可の年月日及び番号
昭和五十五年九月三十日 鳥取県指令受都計第三百九号
- 二 開発区域に含まれる地域の名称
倉吉市秋喜字国府田、字鯰及び字宗木田
- 三 開発許可を受けた者の住所及び氏名
倉吉市葵町七二二
倉吉市土地開発公社
理事長 小谷 善高

一 起業者の名称
中国電力株式会社

二 事業の種類

特別高圧送電線来見野支線新設工事

三 立ち入ろうとする土地の区域

八頭郡若桜町大字若桜、大字赤松及び大字高野

四 立ち入ろうとする期間

昭和五十六年四月十日から同年十二月二十日まで

鳥取県告示第三百六十七号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）附則第五項において準用する同法第三十六条第三項の規定により告示する。

昭和五十六年四月十日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第三百六十八号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第一百五十八条第一項の規定に基づき、みどり団地に係る県営住宅の家賃等の徴収事務を赤崎町に委託したので、同条第二項の規定により告示する。

昭和五十六年四月十日

5 昭和56年4月10日 金曜日

鳥 取 県 公 報

第5245号 (第三種郵便物認可)

教育委員会告示

鳥取県教育委員会告示第六号

定例教育委員会の会議を次のとおり招集した。

昭和五十六年四月十日

鳥取県教育委員会委員長 金 田 要

一日時 昭和五十六年四月十三日(月)午後二時

二 場所 鳥取市東町一丁目二七一 鳥取県教育委員会委員室

三 議題

- 1 市町村教育委員会教育長の承認について
- 2 その他

正誤

昭和五十六年三月鳥取県告示第三百四十三号(開発行為に関する工事の完了について)中次の箇所に誤りがあつたので、訂正する。

四 頁 段 行 誤
上 十二 株式会社知互信販 株式会社相互信販

昭和五十六年四月鳥取県選挙管理委員会告示第十五号(政治活動のために寄附を受け又は支出をすることができない政治団体について)中次の箇所に誤りがあつたので、訂正する。

頁 段 誤 正

達藤たかし後援会

遠藤ときわ

二 下 達藤ときわ

遠藤ときわ